

令和8年度 新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針

本校では「いじめ防止対策推進法」の成立の意義と法の目的に鑑み、いじめ（**別紙1**）により生徒の人権と尊厳が傷つけられたり、生命・身体・財産等が侵害されたりすることのないように、教育課程の内外を問わず学校が提供する全ての教育活動を通じて、また学校内外の関係機関との連携体制を基盤におきながら、生徒が安全で安心して過ごせる学校づくりに取り組んでいきます。

その上で、いじめは適切な対応を怠れば深刻化する可能性があるとの危機意識を教職員間で共有し、発達支持的生徒指導に重きを置いた教育に取り組み、併せていじめの早期発見・早期対応・早期解決に努めていきます。

また、仮にいじめ事案（疑いを含む）が発生した際は、出来事の原因や関係した人々の心情等を踏まえつつ、関係する生徒に対する支援、指導、助言等、および保護者に対する説明を関係者との連携の下、適切に行うように努めていきます。

なお、本基本方針に基づき「新潟県立出雲崎高等学校 いじめ防止基本方針実施のための行動計画」（**別紙2**）を作成し、それに基づいた取り組みを進めます。

1 いじめへの組織的な対応に向けて

- いじめ対策組織として「魅力ある学校づくり委員会」と「問題認知時対応委員会」を設置します。（**別紙3**）
- 「魅力ある学校づくり委員会」は、いわゆるプロアクティブな生徒指導により、いじめの起きにくい学校風土をつくり出し、いじめの未然防止を図っていく委員会です。この委員会の中に「魅力あるプロジェクトチーム」と「魅力ある学校づくり全体会」の2つを設置します。
- 「問題認知時対応委員会」は、いわゆるリアクティブな生徒指導により、いじめ問題（疑いを含む）に即応的に対処する委員会です。なお、この委員会はいじめ問題のみならず、様々な生徒の抱える個別具体的な事案も対象として扱い、生徒の困り感に寄り添っていきます。
- この2つの委員会とも「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）を踏まえた取り組みを目指します。

2 いじめの未然防止に向けて

- スクール・ポリシーの実現を目指して、学校の魅力化を推進することがいじめ防止に直結するものと理解し、全教職員が共通理解のもと、魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。
- 日々の生徒との関わりにおいては、生徒一人一人の人権を大切にし、生徒自身が規則遵守の重要性和、温かな情緒的な交流の大切さを深く理解し、前向きに学校生活を過ごせるように働きかけていきます。
- そして、規則遵守と温かな情緒的交流の両方を備えた生徒集団へと生徒を育てていくことがいじめの未然防止につながるものと理解し、より良い生徒集団づくりに取り組んでいきます。

3 いじめの早期発見対策について

- いじめの早期発見に向け、日々の生徒との交流、観察、アンケート、教育相談、面談等を通じて、生徒理解を深めながら、いじめの予兆を見逃さないように努めます。
- 日々の中で保護者との信頼関係を深め、保護者との協力関係の構築に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。
- 新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなどの情報提供に努めます。
- いじめの疑いを認知した場合は、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。（**別紙3**）

4 いじめ認知時の早期解決対応に向けて

- 対応の第一歩として、何よりも被害生徒の保護を最優先し、いじめられている生徒の理解に努め、傷ついた心のケアを行います。そして二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぎます。
- 対応の第二歩として、被害生徒のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、具体的な支援案を提示し、本人や保護者を選択させ、自己決定の意思を尊重しながら、丁寧に対応します。
- 対応の第三歩として、可能な限り、いじめ加害生徒への指導と加害生徒と被害生徒との関係修復を図ります。その際、加害生徒には被害生徒との関係修復を図るように働きかけ、生徒の内面の成長支援に繋げていきます。
- 対応の第四歩として、いじめの解消を目指し、解消に至った後も注意深く見守りを続けます。
- 保護者に対して、これらの学校組織としての対応を丁寧に説明し、学校と保護者が一致協力して、生徒の成長支援に繋げていけるよう取り組めます。
- なお、これらは「問題認知時対応委員会」が中心となり、組織的・即応的に取り組んでいきます。

5 重大事態への対応

- 県教育委員会と連携し、関係機関に通報し協力を得るなど、学校組織を挙げて解決に取り組めます。